

2.8)緊急入院件数 (認知症治療病棟)

- 認知症の「医療保護入院」は、幻覚や妄想、暴力などのBPSD（行動・心理症状）により、患者さんご本人や周囲の安全確保が難しく、ご本人の同意なしでもご家族等の同意と医師の診察によって入院させることができる制度です。
- あらかじめ、入院加療を前提とした受診ではなく、診察当日に精神保健指定医がただちに入院加療が必要であると判断し、当日に入院となった場合を緊急入院としています。
- 緊急的に入院加療が必要な患者さんを受け入れられるように積極的に調整を行っております。

認知症治療病棟緊急入院件数

